

第 6 章 特殊災害対策計画

第1節 災害の想定

本地域は危険物等が多量に貯蔵され、取り扱われる事業所があり、大規模かつ広範囲に及ぶ火災、爆発、高圧ガス類の拡散等の災害が予想される。また、港湾及び湾岸における船舶の衝突、座礁等による船舶火災、危険物の海面流出及び海面火災が予想される。

第2節 防災関係機関及び企業の処理すべき業務

1 防災機関

(1) 熊本県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び企業の防災活動を援助し、かつ総合調整を図るものとする。

- ① 情報の収集及び伝達
- ② 災害原因の調査
- ③ 災害広報
- ④ 被災者の援助
- ⑤ 市町の実施する救助活動及び消火活動に対する応援及び指示調整
- ⑥ 救援物資、化学消火薬剤及びその他必要な資材の調達及び斡旋
- ⑦ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- ⑧ 自衛隊の派遣要請
- ⑨ 緊急輸送車両の確認及び確認証明書の交付
- ⑩ 港湾施設の維持及び応急修理
- ⑪ 関係機関との連絡調整

(2) 熊本県警察本部

- ① 情報の収集及び伝達
- ② 災害広報
- ③ 避難の指示及び誘導
- ④ 被災者の救出、救護及び搬送
- ⑤ 交通規制、警戒区域の設定及びその他社会秩序の維持
- ⑥ 被害及び事故原因の調査
- ⑦ 緊急輸送車両の確認及び確認証明書の交付
- ⑧ 緊急輸送車

(3) 市及び消防本部

市は、防災について第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するものとする。

- ① 情報の収集及び伝達
- ② 災害広報
- ③ 避難の勧告・指示及び誘導
- ④ 被災者の救出、救護及び搬送
- ⑤ 死体の処理

- ⑥ 消火
- ⑦ 計画区域の設定及び被害の拡大防御
- ⑧ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- ⑨ 関係機関との連絡調整及び応援

(4) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるように、その所管事務について県及び市に対し指導、勧告、助言等を行うものとする。

(5) 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請に基づき出動し、防災活動を実施するほか、災害の発生が突発的でその救助が急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく出動し、防災活動を実施するものとする。

- ① 被害状況の把握
- ② 被災者の誘導及び援助
- ③ 物資の緊急輸送
- ④ 交通規制の支援、道路及び水路等の啓開
- ⑤ その他対処可能な防災活動

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性から自ら防災活動を実施するほか、県及び市の実施する防災活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

- ① 西日本電信電話株式会社（熊本支店）
- ② 日本赤十字社熊本県支部
- ③ 九州電力株式会社（熊本支店、八代営業所）

2 企業等

(1) 企業

企業は、災害防止についての第一次的責任を有することから、常に災害予防体制の整備確立に努めるとともに、災害時には所要の応急措置を講じ、県、市及びその他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力するものとする。

(2) 公共的団体等

公共的団体等は、県、市及びその他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力するものとする。

第3節 災害予防対策計画

防災関係機関及び関係企業は、災害を未然に防止するとともに、災害の発生に際しては被害の拡大を防止するため、その所管する事務、又は業務に関して必要な設備、資機材の整備及び備蓄に努めるものとする。

1 防災用設備及び資機材の整備・備蓄

災害に際して必要な次の資機材については、特にその整備及び備蓄に努めるものとする。

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 化学消火薬剤 | ⑤ 通信用機材 |
| ② オイルフェンス | ⑥ ガス検知器 |
| ③ 油処理剤及び油回収器 | ⑦ 耐熱防火衣 |
| ④ 照明用機材 | ⑧ 空気又は酸素呼吸器 |

2 防災訓練の実施

防災関係機関及び関係企業は、災害が発生した場合における防災活動が、迅速かつ的確に実施できるよう個別、又は共同で防災訓練を実施するものとする。

3 危険物等の保安

関係企業は、その所有又は管理する危険物施設が消防法、高圧ガス取締法等のそれぞれの危険物関係保安法令に定められた基準に適合するよう常に点検し、自主管理を徹底するものとする。

4 立入検査等の徹底

防災関係機関は、それぞれ保安法令の定めるところにより、危険施設の立入検査等を実施するものとする。

第4節 災害情報の収集伝達計画

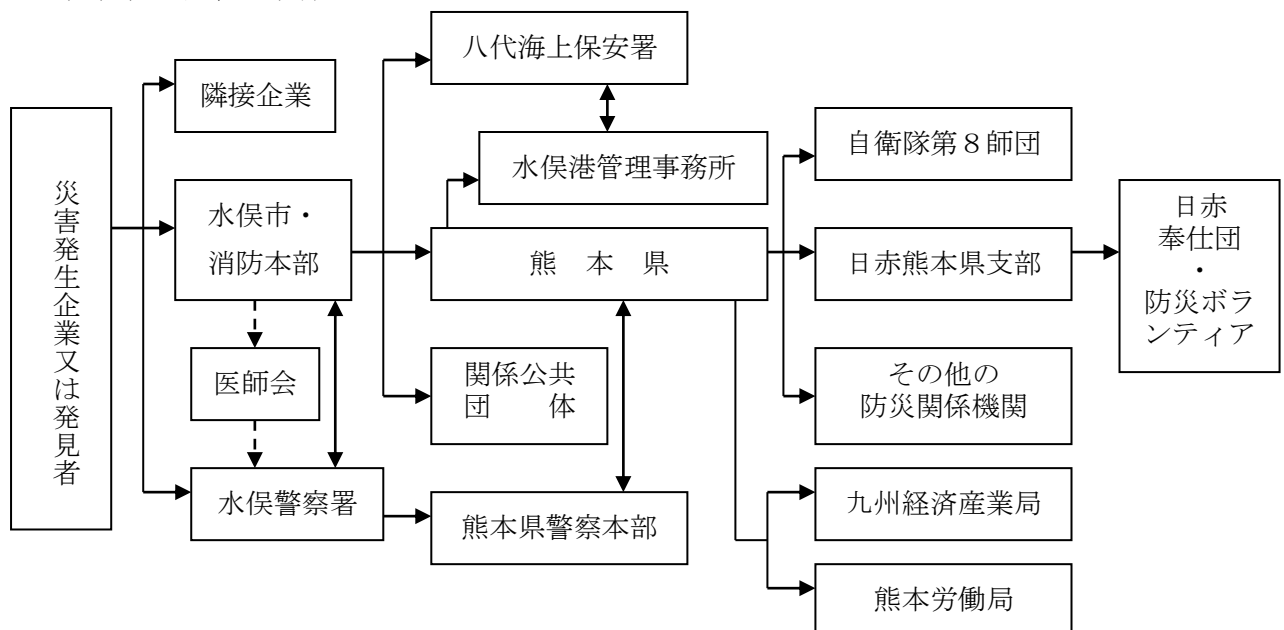
防災関係機関は相互に協力するとともに、企業等の協力を得て、災害応急対策の実施に必要な情報の収集、伝達を行うものとする。

また、関係企業は速やかに災害発生の通報をするとともに、防災関係機関が行う情報の収集及び伝達に積極的に協力するものとする

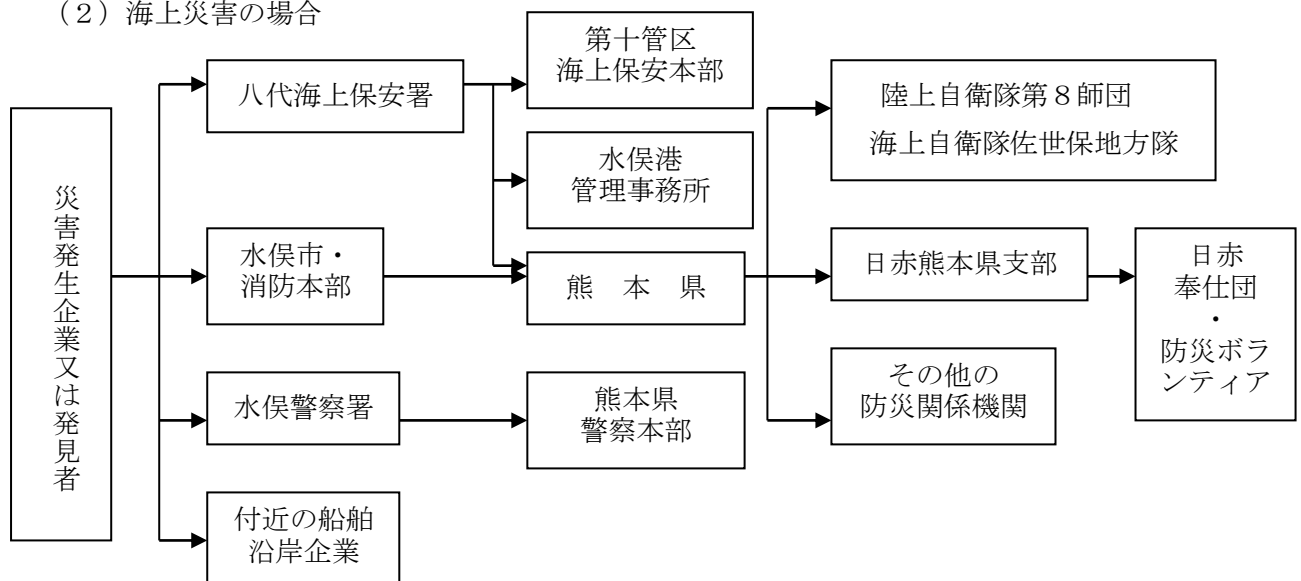
1 情報収集伝達系統

陸上及び海上災害の情報伝達経路は、次によるものとする。

(1) 陸上災害の場合



(2) 海上災害の場合



2 情報の内容

防災関係機関、企業等が収集伝達する情報の内容は、災害発生状況のほか、必要に応じ被害状況、災害応急対策実施状況等とする。

3 通信手段

防災関係機関、企業等の情報収集伝達は、有線電話のほか適宜無線通信を活用するものとする。

4 連絡体制の確立

情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関、企業等は、窓口となる担当部課を定めておく等、内部の連絡体制の確立を図っておくものとする。

第5節 動員計画

市は、災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合は、関係各課の所要人員を配置し災害の発生状況に応じ、災害対策本部を設置し、災害対策の万全を期すものとする。

1 市における配備基準

第3章災害応急対策計画第3節「職員動員計画」に基づく、配備体制をとるものとする。その配備基準は、次のとおりとする。

区 分	出動内容の基準
第1号配備体制 (準備体制)	災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
第2号配備体制 (警備体制)	相当規模の災害が発生し、災害応急対策の実施が必要であると市長が認めたとき
第3号配備体制 (非常体制)	大規模な災害が発生し、全力をあげて災害応急対策を実施する必要があるとき

2 企業等の動員体制

(1) 災害発生企業

企業においては、災害発生と同時にあらかじめ定める自衛消防隊等の組織により従業員を動員し、所定の配置体制をとるものとする。

(2) 災害発生船舶

災害発生と同時に、あらかじめ定める組織により乗組員を動員し、所定の配置体制を取るものとする。

第6節 陸上災害の応急措置

陸上災害の場合の各種応急措置については、次に定めるところによる。

1 消火及び被害の拡大防御

(1) 実施機関

主体：災害発生企業及び消防本部

応援：応援協定締結企業、隣接企業、関係消防機関、水俣警察署及び八代海上保安署

(2) 災害発生企業の措置

- ① 自衛消防隊その他の要員により初期消火を行うほか、火気の遮断、施設の保守、危険物漏洩防止等の被害拡大防御のための措置を行う。
- ② 消防本部が到着したときは、進入地点に誘導員を配置し、誘導するとともに消防隊の活動に必要な情報を提供する。
- ③ 消防本部の指示をうけ、必要があるときは応援協定締結企業、及び隣接企業に対し応援を要請する。
- ④ 係留中の船舶に災害が発生したときは、直ちに消防本部及び八代海上保安署に通報し、災害発生船舶乗組員とともに上記の初期消火及び被害の拡大防御等の措置を行う。

(3) 消防本部の措置

- ① 災害の発生と同時に出動し、災害発生企業の消防隊等を指揮し、消火及び被害の拡大防御にあたる。
- ② 災害の規模が大規模で、消防本部及び企業等の消防力のみでは対処できない場合は、関係消防機関等に対し応援協定に基づく応援を要請する。
- ③ 各応援消防部隊の消火活動を指揮する。

(4) 水俣警察署、八代海上保安署、関係消防機関の措置

- ① 水俣警察署は、消防機関と相互に連携し、消火及び被害の拡大防御を応援する。
- ② 八代海上保安署は、海上への被害拡大を防止するため必要な措置を講ずる。
- ③ 関係消防機関は、消防本部の指揮を受け、消火及び被害の拡大防御にあたる。

2 救助

(1) 実施機関

主体：災害発生企業、消防本部、水俣警察署

応援：応援協定締結企業、隣接企業、関係消防機関、関係警察署等応援部隊

(2) 災害発生企業の措置

- ① 自衛消防隊員その他の要員により負傷者の確認、救出を行い仮救護所へ収容する。
- ② 消防本部が到着した後は、消防本部と連携し、救急活動を実施する。
- ③ 応援協定締結企業及び隣接企業への応援要請は、上記消火の場合に準ずる。

(3) 消防本部の措置

① 企業の救急要員を指揮し、負傷者の確認、救出及び搬送にあたる。

② 関係消防機関への応援要請は、上記の消火の場合に準ずる。

(4) 水俣警察署の措置

消防本部と相互に連携し、負傷者の確認、救出及び医療機関への搬送を行う。

(5) 応援部隊の措置

① 関係消防機関の応援部隊の措置は、消火の場合に準ずる。

② 関係警察署の応援部隊は、水俣警察署の行う救急活動を応援する。

3 医療及び救護

(1) 実施機関

主体：水俣市

応援：熊本県、医師会、日本赤十字社熊本県支部

(2) 市の措置

① 災害の規模、状況等に応じ、災害現場付近の適当な場所に仮救護所を設置するとともに医療対策班を派遣し、医療救護にあたる。

② 市のみでは対処できない場合は、熊本県及び医師会等へ応援を要請する。

(3) 県の措置

① 被害、医療需要情報を収集し、必要と認められる場合は、医療救護班を派遣する。

② 市の応援要請に基づき、医療救護班を派遣し、医療救護にあたる。

③ 必要に応じ災害拠点病院、災害派遣医療チーム(DMAT)、医師会等の応援を要請する。

④ 災害救助法適用後の医療活動については、日本赤十字社熊本県支部と連携を図る。

(4) 医師会の措置

市又は県からの要請に応じ現場に出動し、若しくは、医療機関において医療救護にあたる。

(5) 日本赤十字社熊本県支部の措置

災害救助法適用後は、熊本県との「災害救助法に基づく業務委託に関する協定」に基づき医療救護を行う。

4 避難

(1) 実施機関

主体：水俣市、消防本部、水俣警察署、八代海上保安署

(2) 市及び消防本部の措置

① 被害が居住地域に及ぶ危険が生ずるなど、住民等に避難の必要が生じたときは、対象区域、避難先、避難経路等について相互に連携し決定の上、避難の指示、勧告を行うものとする。

② 安全な場所に、避難所を開設し避難者を収容する。

③ 避難経路及び避難所に職員を配置し、避難者の安全確保に努める。

④ 避難の指示、勧告を行ったときは、水俣警察署及び県へ連絡する。

(3) 水俣警察署の措置

水俣警察署及び消防本部と協議の上、避難誘導を行うとともに、必要があるときは警察官の判断で避難の指示を行い、事後に市及び消防本部へ通知する。

(4) 八代海上保安署の措置

付近に係留又は停泊中の船舶に被害が及ぶおそれがある場合は、状況に応じ避難を指示し船舶及び乗組員の安全を確保する。

5 警戒区域の設定

(1) 実施機関

水俣市、消防本部、水俣警察署、八代海上保安署

(2) 市の措置

① 人命、身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定し、災害対策従事者以外の立入を制限若しくは、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

② 市が自ら警戒区域を設定することができないときは、水俣警察署長に代行を求める。

(3) 消防本部の措置

① 消防活動の効率的実施を確保するため火災警戒区域を設定し、災害対策従事者以外の立入を制限若しくは、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

② 消防本部が自ら警戒区域を設定することができないときは、水俣警察署長に代行を求める。

(4) 水俣警察署の措置

① 市又は消防長若しくは吏員が現場にいないで、かつ警戒区域を設定する必要があるときは、水俣警察署長が警戒区域を設定する。

② 市又は消防長から要請があった場合は、これに代わって警戒区域を設定する。

(5) 八代海上保安署の措置

海上において警戒区域を設ける必要があるときは、消防本部と連携し、警戒区域を設定する。

6 交通の規制、整理等

(1) 実施機関

水俣警察署、八代海上保安署

(2) 水俣警察署の措置

緊急通行車両の交通路を確保するため、災害の状況に応じ必要な次のような整理、規制措置を取る。

① 災害関係車両以外の進入禁止

② 国道3号に災害の影響又は交通渋滞等がおよぶ場合の交通規制及び迂回路の確保、交通秩序の維持

(3) 八代海上保安署の措置

海上において船舶の航行等の制限を行う必要があるときは、船舶の航行制限等の措置を行う。

7 広報

(1) 実施機関

水俣市、消防本部、水俣警察署、八代海上保安署

(2) 市および消防本部の措置

- ① 避難の勧告、避難所の開設等の情報を広報する。
- ② 災害応急対策の実施状況、災害の見通し等を広報して人心の安定を図る。
- ③ 災害現場及びその周辺の関係者に対し、火気使用の規制、警戒区域設定の状況等を周知徹底する。

(3) 水俣警察署の措置

- ① 交通規制及び警戒区域の設定状況を広報する。
- ② 見物人の整理、い集防止及び防災活動の障害排除のための広報を行う。

(4) 八代海上保安署の措置

災害現場及びその周辺の船舶等に対し、火気使用の規制、航行禁止等の制限、避難等について広報する。

8 資機材の調達等

(1) 実施機関

各種応急措置の主体となる機関及び応援機関

(2) 措置

- ① 各種応急措置の主体となる機関等が現に所有する資機材を活用してもなお、災害応急対策の万全を期しがたいときは、応援機関、その他の機関、企業等に資機材の提供、調達、斡旋を要請する。
- ② 資機材の災害現場への輸送は、各種応急措置の主体機関

9 輸送

(1) 実施機関

水俣市、熊本県、熊本県警察（熊本県公安委員会）

(2) 市の措置

- ① 車両及び運転手を確保し、災害の状況に応じ重点的に配置する。
- ② 車両の調達が困難なときは、県に応援を求める。
- ③ 県警察において緊急交通路確保のため交通規制を実施したときは、県公安委員会又は県危機管理防災課に緊急通行車両の確認を申請し、確認証明書及び証票の交付を受ける。

(3) 県の措置

- ① 市の要請に応じた車両の調達、斡旋、その他輸送に関する応援を行う。
- ② 県警察と相互に連携して、緊急通行車両の確認及び確認証明書、証票の交付を行う。

(4) 県警察（県公安委員会）の措置

長期的、広域的な災害の場合で、県公安委員会が特に必要と認めたときは、緊急交通確保のため交通規制の措置を取るものとする。

この場合において、県公安委員会は、県、市の関係者、道路管理者と道路区間の指定、緊急通行車両の範囲等について連携を図り、その措置の適切を期するものとする。

10 陸上自衛隊の部隊派遣

(1) 体制

必要に応じ連絡班又は偵察班を災害地に派遣し、情報収集及び連絡調整にあたる。

(2) 活動内容

災害の状況、県知事等の要請の内容、現地における部隊の人員、装備により異なるがおおむね次のとおりとする。

- ① 偵察による被害状況の把握
- ② 避難の指示、勧告による住民等の避難の援助
- ③ 人員及び物資の緊急輸送
- ④ 要請に応じ炊飯及び給水支援
- ⑤ 要請に応じ入浴の支援
- ⑥ 要請に応じ火薬類、爆発物、危険物の保安措置及び除去

第7節 海上災害の応急措置

海上災害の場合における各種応急措置については、次に定めるところによる。

1 消火及び被害の拡大防御

(1) 実施機関

主体：災害発生船舶、企業、八代海上保安署

応援：隣接企業、消防本部、水俣警察署、水俣港管理事務所

(2) 災害発生船舶、企業の措置

- ① 災害の発生を関係機関へ通報するとともに船舶の消防設備及び自社所有の各種船艇、機材等により初期消火を行う。
- ② 火気の遮断、施設の保守、危険物の漏洩防止、災害発生船舶の冲出し等被害の拡大防御措置をとる。
- ③ 必要があるときは、隣接企業等に応援を要請する。

(3) 八代海上保安署の措置

- ① 巡視船艇を使用し、消火及び被害の拡大防御にあたるほか、応援機関の消火及び被害の拡大防御の分担を定める。
- ② 被害の規模が大きく、八代海上保安署及び企業等の消防力のみでは対処できないと思われる場合は、第十管区海上保安本部に対し応援を要請する。

(4) 隣接企業の措置

- ① 災害発生船舶、企業からの応援要請に応じ、自社の災害防御等から判断して、可能な限り応援する。
- ② 応援部隊は、八代海上保安署が定めた計画により消火、被害の拡大防御に従事する。

(5) 水俣港管理事務所の措置

八代海上保安署と連携し、消火及び被害の拡大防御を応援する。

2 流出油等の処理

(1) 実施機関

主体：災害発生船舶、企業、八代海上保安署

応援：水俣港管理事務所、隣接企業

(2) 災害発生船舶、企業の措置

- ① 船舶及び自社の資機材を活用し、流出油面の縮小を図る。
- ② 流出油の回収及び薬剤処理を実施する。

(3) 八代海上保安署の措置

- ① 巡視船艇を出動させ、流出及び処理の状況を確認する。
- ② 出動船艇を指揮し、流出油の拡散防止及び薬剤処理を実施する。

(4) 水俣港管理事務所の措置

流出油の拡散防止及び薬剤処理を実施し、被害調査を行う。

3 救出・救護

(1) 実施機関

主体：災害発生船舶、企業、八代海上保安署、消防本部、水俣警察署

応援：水俣市、隣接企業

(2) 災害発生船舶、企業の措置

① 自衛消防等の組織によって負傷者の確認、救出を行う。

② 企業内の医療施設等を活用し、負傷者の救護を行う。

③ 必要があるときは、隣接企業等に応援を要請する。

(3) 八代海上保安署の措置

① 出動船艇を指揮し、災害発生船舶の乗組員等の救出を行う。

② 消防本部、水俣警察署等と連携し、負傷者を医療機関に搬送する。

(4) 消防本部、水俣警察署、水俣港管理事務所の措置

八代海上保安署と連携し、負傷者の救出・搬送を行う。

(5) 隣接企業の措置

災害発生船舶、企業からの応援要請に応じ、自社の災害防御等から判断して、可能な限り応援する。

4 避難

(1) 実施機関

主体：八代海上保安署

応援：関係船舶、企業、水俣警察署、水俣市、水俣港管理事務所

(2) 八代海上保安署の措置

災害が他の船舶におよぶおそれがあるときは、災害の状況に応じ、港則法等を適用し、安全な場所に避難させる等の必要な指示、勧告を行う。

(3) 関係船舶、企業の措置

係留施設等に被害が及ぶ危険性があるとき、又は、八代海上保安署から指示があったときは、速やかに必要な措置を取る。

(4) 水俣警察署の措置

八代海上保安署と連携し、船舶の避難誘導等に応援する。

(5) 水俣市、水俣港管理事務所の措置

八代海上保安署の定めた計画により、船舶に対する避難の指示の伝達等を行う。

5 港内の安全確保

(1) 実施機関

主体：八代海上保安署、災害発生船舶、企業、水俣港管理事務所

応援：水俣警察署

(2) 八代海上保安署の措置

- ① 災害現場における救助活動を円滑にし、二次災害の防止を図るため、一般船舶の立入禁止区域を設定し、その周知を行う。
 - ② 立入禁止区域の警及び情報の伝達を行う。
 - ③ 航路障害物の除去に必要な応急措置、障害物の所有者に除去命令、勧告を行う。
 - ④ 応急的な航路の検測及び啓開を行う。
 - ⑤ 航路標識の保守及び応急標識の設置を行う。
 - ⑥ 危険物積載船舶に移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (3) 災害発生船舶、企業の措置
- ① 災害による障害物の捜索及び除去並びに必要な資機材の調達を行う。
 - ② 港湾機能を阻害するおそれのあるものの捜索、標識の設置及び油類の流出拡散防止の措置を講ずる。
 - ③ 関係機関と連絡し、必要がある場合は、隣接企業等に応援を求める。
- (4) 水俣港管理事務所の措置
- ① 港湾施設に対する被害調査及び港湾機能に重大な支障を及ぼす施設の被害に対する応急復旧措置を行う。
 - ② 港湾管理に支障を及ぼすおそれのある漂流物、沈没物等の捜索、確認及び応急的な除去、所有者等に対する除去の指示を行う。
- (5) 水俣警察署の措置
- 八代海上保安署、水俣港管理事務所と連携、立入禁止区域の警戒、障害物の除去等に応援する。

6 広報

(1) 実施機関

八代海上保安署、消防本部、水俣警察署

(2) 八代海上保安署の措置

災害現場付近における火気使用の禁止、船舶の航行禁止等の制限事項及び避難等について広報する。

(3) その他の機関の措置

それぞれの機関において、応急対策を実施するために必要な事項を広報する。

7 海上自衛隊の部隊の派遣要請

八代海上保安署は、災害の状況により海上自衛隊の出動を必要とする場合は、第十管区海上保安本部に派遣要請方を上申する。

8 その他の措置

医療、資機材の調達及び輸送については、それぞれ陸上災害の場合に準じて行う。